

平成 30 年 11 月 27 日

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月 6 日 金融庁）に係る実務対応 Q & A の作成について

今般、本協会では、平成 30 年 2 月 6 日に金融庁が公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の実務対応について、当局にも必要な照会を行ったうえ、「「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月 6 日 金融庁）に係る実務対応 Q & A」を取りまとめました。

本 Q & A を、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成30年2月6日
金融庁）に係る実務対応Q & A

平成30年11月27日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

《目次》

I. はじめに（マネロン・テロ資金供与対策、GLの適用等）

Q 1 マネロン・テロ資金供与対策が必要な理由、二種業者へのGLの適用	・・・	P 1
Q 2 業務実績がない二種業者のマネロン・テロ資金供与対策の必要性、GLの適用	・・・	3
Q 3 小規模零細な二種業者の対応	・・・	5

II. GL I（基本的な考え方）

Q 4 マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の内容	・・・	6
Q 5 「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」	・・・	8

III. GL II（リスクベース・アプローチ）

1. リスクベース・アプローチの意義

Q 6 リスクベース・アプローチの内容	・・・	10
---------------------	-----	----

2. リスクの特定

Q 7 リスクの特定の留意点	・・・	12
----------------	-----	----

3. リスクの評価

Q 8 リスクの評価の留意点	・・・	15
----------------	-----	----

Q 9 リスク評価書の作成	・・・	18
---------------	-----	----

4. リスクの低減措置

Q 10 リスクの低減措置の留意点	・・・	20
-------------------	-----	----

5. 顧客管理

Q 11 顧客受入方針	・・・	26
-------------	-----	----

Q 12 顧客管理における信頼に足りる証跡の徴求	・・・	30
--------------------------	-----	----

Q 13 リスク遮断	・・・	32
------------	-----	----

6. 記録の保存

Q 14 記録の保存の留意点	・・・	34
----------------	-----	----

7. 疑わしい取引の届出

Q15 疑わしい取引の判断、届出の提出	．．．	36
8. IT システムの活用		
Q16 IT システムの活用への留意点	．．．	41
9. データ管理		
Q17 把握・蓄積する情報	．．．	43
IV. GL Ⅲ（管理態勢とその有効性の検証・見直し）		
1. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）		
Q18 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等	．．．	45
Q19 PDCA の実施	．．．	46
2. 経営陣の関与・理解		
Q20 マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員の選任	．．．	48
Q21 適切な資源配分	．．．	50
Q22 経営陣による研修等への積極的な関与	．．．	51
3. 経営管理		
Q23 経営管理における部門間での連携等	．．．	52
4. グループベースの管理態勢		
Q24 グループ間での情報共有	．．．	53
5. 職員の確保、育成等		
Q25 研修等の実施	．．．	57
V. その他		
Q26 FATF や FATF 相互審査	．．．	59
Q27 みなし有価証券（信託受益権、ファンド持分）に係るマネロン・テ ロ資金供与対策の留意点	．．．	61
Q28 非対面取引の留意点	．．．	65
Q29 なりすまし防止の留意点	．．．	67

《略称》

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

- ・ 「マネロン・テロ資金 ・・・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対
供与対策」 策
- ・ 「犯収法」 ・・・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・ 「犯収法施行令」 ・・・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行
令
- ・ 「犯収法施行規則」 ・・・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行
規則
- ・ 「金商法」 ・・・ 金融商品取引法
- ・ 「定義府令」 ・・・ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関す
る内閣府令
- ・ 「監督指針」 ・・・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
(金融庁)
- ・ 「GL」 ・・・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対
策に関するガイドライン (平成30年2月6日
金融庁)
- ・ 「GLパブコメ」 ・・・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与
対策に関するガイドライン(案)」及び「主
要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改
正(案)に対するコメントの概要及びそれ
に対する金融庁の考え方(平成30年2月6日、
平成30年2月14日更新 金融庁)
- ・ 「協会犯収法実務対応 ・・・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の実
QA」 務対応に関するQ & A (平成28年9月16日
二種業協会)
- ・ 「現状と課題レポート」 ・・・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対
策の現状と課題(2018年8月 金融庁)
- ・ 「NRA」 ・・・ 犯罪収益移転危険度調査書(National Risk
Assessment)
- ・ 「H29NRA」 ・・・ 平成29年犯罪収益移転危険度調査書(平成29
年11月 国家公安委員会)
- ・ 「取引時確認」 ・・・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4
条第1項各号に掲げる事項の確認

- ・ 「ハイリスク取引」 . . . 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 2 項各号に該当する取引
- ・ 「確認記録」 . . . 犯収法第 6 条第 1 項に定める取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録
- ・ 「取引記録」 . . . 犯収法第 7 条第 1 項に定める顧客の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録
- ・ 「信託受益権」 . . . 金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1、2 号に掲げる権利
- ・ 「ファンド」 . . . 金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5、6 号に掲げる権利
- ・ 「二種業者」 . . . 金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業の登録を受けた者（同項第 1 号又は第 2 号を行う者に限る）
- ・ 「金融機関等」 . . . 犯収法第 2 条第 2 項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項 46 号に掲げる者（公認会計士又は監査法人）を除く。）
- ・ 「FATF」 . . . Financial Action Task Force
- ・ 「JAFIC」 . . . Japan Financial Intelligence Center（犯罪収益移転防止対策室）

I. はじめに（マネロン・テロ資金供与対策¹、GLの適用等）

Q 1 マネロン・テロ資金供与対策が必要な理由、二種業者への GL の適用

Q 二種業者は、なぜマネロン・テロ資金供与対策を行わなければならないのでしょうか。また、二種業者には GL が適用されるのでしょうか。

A 二種業者は、犯収法上の特定事業者としてマネロン・テロ資金供与対策を行う必要があります。また、二種業者には GL が適用されます。

1. マネロン・テロ資金供与対策の必要性

(1) 犯罪による収益は、組織的な犯罪を助長するために使用される可能性があり、これが移転して事業活動に用いられることになると健全な経済活動に重大な悪影響を与えます。また、犯罪による収益の移転は、没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にします。このため、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」といいます。）が、極めて重要になります。そこで、犯収法は、特定事業者（同法第2条第2項）に対して顧客等の本人特定事項（同法第4条第1項第1号）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることを要請するなどして犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします（同法第1条）。

(2) 二種業者は特定事業者に該当します（犯収法第2条第2項21号、金商法第2条第9項）²。

そのため、二種業者は、犯収法上の特定事業者としてマネロン・テロ資金供与対策を行う必要があります。

(3) 二種業者には、マネロン・テロ資金供与対策として、犯収法上、次の対応が要請されています。

¹ マネー・ローンダリング対策のことを「AML」（Anti-Money Laundering）とテロ資金供与対策のことを「CFT」（Counter Financing of Terrorism 又は Combating Financing of Terrorism）と略することがあり、両者の対策を併せて「AML/CFT」ということがあります。

² 適格機関投資家等特例業務届出者も特定事業者となります（犯収法第2条第2項第23号、金商法第63条第5項）。

- ① 犯収法上の特定取引（例えば、顧客等に有価証券を取得させる行為³や保護預りを行うことを内容とする契約の締結⁴）を行うに当たり、原則、取引時確認の実施や確認記録の作成・保存（犯収法第4条、別表、第6条、犯収法施行令第7条第1項第1号リ、中）
- ② 特定業務（金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業に係る業務）に係る取引を行った場合、原則、取引記録の作成・保存（犯収法第6条、別表、犯収法施行令第6条第7号）
- ③ 特定業務に係る取引について疑わしい取引の該当性の判断や該当した場合の届出（同法第8条）

2. GLの適用

GLは、FATFの定義する Enforceable Means（執行可能な手段）と位置付けられ（GLパブコメ1）、金融機関等を対象としています（GLI-4）。当該金融機関等には、二種業者も含まれています（GLI-4、GLパブコメ3）。

そこで、二種業者にもGLの適用があります。

GLは、公表日（平成30年2月6日）をもって確定・適用となり、二種業者を含む各金融機関等は、公表日時点で、マネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応することが求められます（GLパブコメ22等）。

（参考：GLパブコメ1、3、22、協会犯収法実務対応QA5、6）

³ 金商法第2条第8項第1号、第2号、第7号、第9号等。

⁴ 二種業者について、定義府令第16条第1項第14号、同第14号の2。

Q2 業務実績がない二種業者のマネロン・テロ資金供与対策の必要性、GLの適用

Q 当社は、現物不動産の売買や媒介などを主として行う不動産会社です。当社では、不動産信託受益権の売買や媒介を行う可能性があるため、第二種金融商品取引業の登録はしているものの、これまで当該業務の実績がありません。このような場合でも当社はマネロン・テロ資金供与対策が必要でしょうか。また、GLの適用はあるのでしょうか。

A 二種業者は、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていないとしても所定のマネロン・テロ資金供与対策を講じる必要があります。また、GLも適用されます。

1. 二種業者は、特定事業者として、犯収法上の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務を負います（Q1の1（3）参照）。

特定事業者が当該義務を負うのは特定取引や特定業務に係る取引があるケースですが、これに加えて特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」といいます。）を的確に行うため、次の体制整備が求められます（犯収法第11条、犯収法施行規則第32条第1項各号、同指針Ⅲ-2-6、協会犯収法実務対応QA91～95）。

- ① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置
- ② 使用人に対する教育訓練の実施等の措置
- ③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- ④ リスク評価、情報収集、記録の精査
- ⑤ 統括管理者の選任
- ⑥ リスクの高い取引を行う際の対応
- ⑦ 必要な能力を有する職員を採用するための措置
- ⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

なお、宅地建物取引業法が定める宅地建物取引業者も特定事業者に該当し（犯収法第2条第2項第40号）、例えば、現物不動産の売買契約の締結やその媒介は特定取引に該当し、原則として取引時確認義務の対象になります（同法第4条第1項、第2条第2項第40号、犯収法施行令第7条第1項第4号）。

2. これらの措置を講じることや態勢整備を行うことは、第二種金融商品取引業に係る業務の実績がないとしても、二種業者である以上、要請されるものです。また、リスクの程度や必要性に応じて、追加の態勢整備が求められており、各社固有の事情に応じて検討が必要となります。

マネロン・テロ資金供与対策については、各社の規模・特性・業容等を理由に対策を行わなくてもよいということはありません。

3. GL は、犯収法第 2 条第 2 項に規定する特定事業者のうち、金融機関等を対象としております（Q 1 の 2 参照）。

そこで、第二種金融商品取引業に係る業務の実績がない場合であっても、二種業者である以上、GL の適用があります。

(参考 : GL パブコメ 3、34、35)

Q 3 小規模零細な二種業者の対応

Q 当社は少人数で業務を行う零細企業です。このような場合も GL の適用があり、「対応が求められる事項」を実施する必要があるのでしょうか。

A 二種業者には、GL の適用があり、規模の大小にかかわらず「対応が求められる事項」を実施する必要があります（GL I-4、GL パブコメ 3 参照）。

1. GL における「対応が求められる事項」は、法令の趣旨に鑑み、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に係る着眼点等を明らかにしたものであり、この点に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合においては、法令に基づき行政対応が行われる可能性があります（GL パブコメ 25 参照）。

そこで、二種業者も、GL の「対応が求められる事項」を全て実施する必要があると考えられます（Q 2、5、GL パブコメ 37 参照）。

2. もっとも、GL は各金融機関等に対して同一内容の対応を一律に求めるものではなく、二種業者は、自らのリスク及び規模・特性・業容等に応じて個別具体的な対応策を実施することが求められています（GL パブコメ 37 参照）。

GL の「対応が求められる事項」にも、二種業者に対し、自らのリスク及び規模・特性・業容等に応じた対応を求めるものがあります（GL III-1、GL III-3）。ただし、リスクの特定・評価は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等を勘案して行われるものであり（GL II-2（1））、規模が小さいことが低リスクを意味するものでないことに留意する必要があります。

（参考：GL I-4、GL パブコメ 3、25、37）

II. GL I(基本的な考え方)

Q 4 マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の内容

Q 二種業者は、マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の両方を行う必要があるのでしょうか。

A 二種業者は、マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の両方を行う必要があります。

1. マネー・ローンダリングとテロ資金供与

マネー・ローンダリング (Money Laundering 資金洗浄) とは、「違法な起源の収益の源泉を隠すこと」、すなわち犯罪行為で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」のように見せかける行為 (偽装) や、金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりする行為 (隠匿) をいいます。例えば、犯罪者が詐欺によって得た収益を親族名義で有価証券取引に投資する行為などが具体例として考えられます。

一方で、テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックなどのテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。例えば、架空名義口座を利用したり、正規の取引を装ったり、健全な企業による資金調達を装ったりして集めた資金がテロリストの手に渡ることが判明しないようにするものです。

マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、取引の目的、規模・金額、注意を要する国・地域が異なる場合があるなどの違いがあると考えられますが、資金の流れを分かりにくくし、隠匿する点で両者には共通点があります (GL I-2 (1))。

2. マネロン・テロ資金供与対策の必要性

国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展を維持するためには、犯罪による収益の移転や、テロ行為などへの資金の供与を防ぐことが必要です。

マネー・ローンダリングやテロ資金供与を放置しておくと、犯罪による収益が新たな犯罪のために使用されて犯罪が繰り返されることになったり、犯罪組織の維

持・拡大に使用されたりして、組織的な犯罪を増加させるおそれがあります。

こうした事態を招かないようにするため、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止を通じて、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を図ることが、国際的にも必要となっています。

そこで、二種業者は、マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の双方を行う必要があります。具体的には、その取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等を全社的に把握してマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められると考えられます。

3. なお、金融システムの健全性を維持するために必要な基本的方策のあり方に変わりはなく、GL では、マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策の両方を併せて記述しています（GL I-2（1））。

（参考：GL I-2（1））

Q5 「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」

Q 二種業者は、GLが定める「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」のいずれも行う必要がありますか。

A GLは、「対応が求められる事項」、「対応が期待される事項」、「先進的な取組み事例」を定めています（GL I-1、I-4）。

二種業者は、GLが定める「対応が求められる事項」を実施する必要があります（GL I-4）。「対応が期待される事項」は、一律に対応が求められるものではありませんが、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等においては、対応することが期待されること（GL I-4）、管理態勢の適切性を評価する材料の一つとして勘案される可能性があること（GL パブコメ 31）に留意する必要があります。

1. 「対応が求められる事項」

GLは、各金融機関等に対して、マネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応することを求めるものですが、「対応が求められる事項」は、法令の趣旨に鑑み、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に係る着眼点等を明らかにしたものです（GL パブコメ 25、26 参照）。

金融機関等において、「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、法令に基づき行政対応（報告徴取・業務改善命令等）が行われる可能性があります（GL パブコメ 25、26 参照）。

なお、行政対応にあたっては、GLや監督指針等の遵守状況を形式的に判断して実施するものではなく、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があるかどうかという観点から、実質的に判断されますが（GL パブコメ 22 参照）、いずれにしても二種業者には、GLの適用があり、二種業者は、自社のリスクに応じて、「対応が求められる事項」を実施する必要があります。

2. 「対応が期待される事項」

「対応が期待される事項」は、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望

ましいと考えられる事項であり（GL I-4）、「対応が求められる事項」とは異なり、常に実施が求められるものではありません。

二種業者においては、まずは、「対応が求められる事項」を確実に実施することが重要となりますが、自社の規模や業容、取引に係るマネロン・テロ資金供与リスクの程度などを勘案しながら、「対応が期待される事項」についても検討いただくことが期待されます。行政対応は、各金融機関等の実態に即して、管理態勢の適切性や、事案があった場合にはその重大性等も踏まえながら、個別具体的に判断されるものである（GL パブコメ 31）ため、「対応が期待される事項」であっても、管理態勢を評価する材料の一つとして勘案される可能性があります。

3. 「先進的な取組み事例」

「先進的な取組み事例」は、金融機関等がベスト・プラクティスを目指すに当たって参考となる優良事例です（GL I-4）。

（参考：GL I-1、 I-4、GL パブコメ 22、25、26、31）

Ⅲ. GLⅡ（リスクベース・アプローチ）

1. リスクベース・アプローチの意義

Q6 リスクベース・アプローチの内容

Q マネロン・テロ資金供与対策における二種業者のリスクベース・アプローチとは何でしょうか。

A マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、二種業者を含む金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを適切に特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいいます。

マネロン・テロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化しています。手法や態様の変化に応じ、マネロン・テロ資金供与対策は、不断に高度化を図っていく必要があります。近年では、情報伝達の容易性や即時性の高まり等により、高度化に後れをとる金融機関等が瞬時に標的とされてマネロン・テロ資金供与に利用されるリスクも高まっています。

このような状況の下、二種業者は、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った態勢の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められています。具体的には、二種業者は、自社のリスクに応じて「対応が求められる事項」を実施することを含め、GLの趣旨に沿った適切な対応が求められます（GLⅡ-1、GLパブコメ37）。

なお、国際的にみても、リスクベース・アプローチの実施は、FATF勧告において第1の勧告として勧告全体を貫く基本原則となっているなど、標準的なアプローチとなっています。

（参考：GLⅡ-1、GLパブコメ37）

金融庁AML/CFTガイドラインの基本的考え方と二種業者に「対応が求められる事項」

基本的考え方

時々変化する国際情勢等の変化に対応して、機動的かつ実効的な対応を実施するためには、自らのリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスク・ベース・アプローチ」の手法を用いることが不可欠

リスク・ベース・アプローチ

■リスクの特定

二種業者の規模・特性等を踏まえ、包括的かつ具体的に実施

■リスクの評価

二種業者の事業環境・経営戦略等を踏まえて、全社的に実施

■リスクの低減

実際の顧客や取引のリスクに応じて、実効的に低減措置を実施

・商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証
 ・事業環境・経営戦略等、自らの個別具体的な特性を考慮
 ・包括的に、直接・間接の取引可能性を検証

・顧客受入方針の策定
 ・信頼に足る証跡の入手
 ・顧客管理(CDD)
 ・より厳格な顧客管理
 ・継続的顧客管理
 ・記録の保存
 ・取引モニタリング・フィルタリング
 ・疑わしい取引の届出(検知と分析)
 ・ITシステムの活用・データ管理

管理態勢

■PDCA

■グループベースの管理態勢

■経営陣の関与・理解

■職員の確保、育成等

■経営管理(三つの防衛線)

2. リスクの特定

Q7 リスクの特定の留意点

Q マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクの特定を行うに当たっての留意点を教えてください。

A リスクの特定は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定するものです。

包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で業務、商品、サービスが網羅できるよう分析を行うことが重要です。

1. リスクの特定

(1) リスクの特定の包括的かつ具体的な検証に際しては、国によるリスク評価の結果（犯収法が定める「犯罪収益移転危険度調査書」（NRA）。最新は H29NRA）を踏まえるとともに、FATF が公表する報告書等のほか外国当局や業界団体等が行う分析等⁵についても適切に勘案し実施していくことが重要です（GLⅡ-2（1）、パブコメ 41～43）。

(2) リスクの特定にあたり、参考とすべき H29NRA では、「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」、「顧客の属性」に関して、危険度の高いものを挙げています。

例えば、二種業者が取扱う「商品・サービス」では「投資」があります。この点、投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪収益を様々な権利や商品に変換することができ、また、投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、転々流通する権利を表章する有価証券等を通じるなどして、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在します。そこで、金融商品取引は、犯罪による収益を生成、移転し、合法資産に統合するための有効な手段とな

⁵ 例えば、FATF が行った「資金洗浄・テロ資金供与対策に懸念のある国・地域に対する声明」や「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」などが挙げられます。

なお、「資金洗浄・テロ資金供与対策に懸念のある国・地域に対する声明」及び「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」は、JAFIC のホームページ「疑わしい取引の届出に関する要請など」にて公表されています

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm>)。

り得ると考えられています。

同様に、NRA では、「取引形態」、「国・地域」、「顧客の属性」の項目ごとに、どういった要因によりマネロン・テロ資金供与のリスクがあるかを示しています。

- (3) もっとも、こうした分析やリスク要因は、複数の金融機関等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であるため、二種業者は、当該事項に捕らわれて自社の業務、商品、サービスに係るリスク評価に漏れが生じないように、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを網羅的に特定する必要があります。

具体的には、NRA 等に記載のない要因であっても、自社の業務や商品・サービスの特性からマネロン・テロ資金供与のリスクが想定される事項については、当該リスクを特定する必要があります（例えば、自社が行った疑わしい取引の届出内容を分析した結果、NRA 等に記載のないリスク要因が認められ場合には当該リスクについても特定し、評価する必要があります）。

2. 対応が求められる事項

- (1) リスクの特定における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GL II-2(1)）。

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること
- ③ 取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること
- ④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に分析を行い、マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること

⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、関係する全ての部門が連携・協働し、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

(2) 上記①、②については、前述したとおり、(地理的特性を含めた)自らの業務の特性とそれに伴うリスクを全て洗い出し、リスクを特定することを求めるものと考えられます。

上記③については、NRAだけでなく、FATFが行った「資金洗浄・テロ資金供与対策に懸念のある国・地域に対する声明」や「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」なども勘案して、取引に係る国・地域のリスクの特定を求めるものと考えられます。

上記④については、例えば、中途解約を可能とする新たな商品を取扱う場合や仮想通貨(暗号資産)によって分配・償還を行う商品を新たに企画する場合など、既にリスクを特定済みの取引とは異なる商品・サービスや異なる態様の取引を行う場合には、当該新規性(中途解約可能、仮想通貨による分配・償還)に着目して、マネロン・テロ資金供与リスクの検証を求めるものと考えられます。また、営業部門や商品開発部門等を含める等、コンプライアンスなどの2線部門での単独でのリスク評価ではなく、関係するすべての部門がリスク評価に関与すべきと考えられます(Q23参照)。

最後に、上記⑤については、リスクの特定漏れがないように全社的な対応を求めるものと考えられます。

(参考：GLⅡ-2(1)、GLパブコメ41~43)

3. リスクの評価

Q 8 リスクの評価の留意点

Q マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクの評価を行うに当たっての留意点を教えてください。

A リスクの評価は、特定されたマネロン・テロ資金供与リスクの自らへの影響度等
を評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土
台となるものです。

1. リスクの評価

リスクの評価に当たっての影響度等にはレピュテーションの低下による取引忌
避等の影響も含まれると考えられます。

リスクの評価の内容は、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映したものである
必要があります。例えば、投資性商品は、一般的にマネロン・テロ資金供与のリス
クがあるとされています（Q 7の1（2）参照）が、①中途解約の禁止や譲渡制限
の有無、②（セカンダリー市場の存否を含む）市場における流動性の有無、③運用
期間の長短など、自社の取扱う商品の特性によって、リスクの内容や度合いも差異
があると考えられます。

また、リスクの評価の実施は、リスク低減措置の具体的内容と資源配分の見直し
等の検証に直結するものであることから、経営陣の関与の下で、全社的に行うこと
が必要です。

2. 対応が求められる事項

（1）リスクの評価における【対応が求められる事項】は、以下のとおりです（GL II-
2（2））。

- ① Q 7の2（1）記載の「リスクの特定」における【対応が求められる事項】
と同様
- ② リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、
具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること
- ③ リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を

検討すること

- ④ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等の際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと
- ⑤ リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること

(2) 上記②は、リスク評価が、時々によって大きくずれることのないよう、方針や手法を社内で定めるとともに、評価が独善的なものにならないことを求めるものと考えられます。なお、当該評価にあたっては、NRAにおける危険度の高い取引の考え方が参考になると考えられます。

上記③は、原則、犯収法上の特定事業者作成書面等⁶の作成を求めるものと考えられます（Q9参照）。

上記④は、NRAが年1回更新される⁷ことを踏まえて、少なくとも年1回はNRAの更新内容を踏まえた見直しを検討する必要があるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりした場合等には、随時見直すことが考えられます（Q9参照、GLパブコメ55）。

上記⑤は、経営陣がリスクを適切に理解し、マネロン・テロ資金供与対策を推進していくために求めるものと考えられます。「リスク評価の過程への経営陣の関与」のあり方については、各金融機関等の規模や組織構造等も踏まえながら実施することになりますが、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員（Q20参照）が主宰する会議体（例：コンプライアンス会議、コンプライアンス委員会）においてリスク評価を検討・実施することや、リスク評価の前提となる評価手法等について当該役員の承認を得た上でリスク評価を実施するなどの方法が考えられます（GLパブコメ57）。

⁶ 犯収法第11条、犯収法施行規則第32条第1項第1号。

⁷ 犯収法第3条第3項。

(参考：H29NRA で危険度の高い取引として取り上げられているもの)

※ 下記以外にも自社が特定したマネロン・テロ資金供与リスクについては、リスク評価を行う必要があります。

例えば、自社の疑わしい取引の届出の内容から、取引形態について、当該リスクの高い要因が認められた場合、NRA の要因に関わらず、当該要因について、リスク評価・低減措置を実施する必要があります。

項目	要因等
商品・サービス/取引形態	✓(信託受益権やファンド持分等に係る販売勧誘のうち)顧客の取引名義が架空名義又は借名等であるとの疑いが生じた取引 ✓非対面取引 ✓現金取引(現金の受払いを伴う取引) ✓外国取引のうち、適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引 ⁸
国・地域	✓イラン ✓北朝鮮
顧客の属性	✓反社会的勢力との取引 ✓国際テロリスト(イスラム過激派等)と考えられる者との取引 ✓非居住者 ✓外国の重要な公的地位を有する者(外国 PEPs) ✓実質的支配者が不透明な法人

(参考：GL II-2(2)、GL パブコメ 55、57)

⁸ H29NRA では、多額の現金を原資とする外国送金取引及び外国送金に際して目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引も挙げられているが、これらは第二種金融商品取引業の対象となる取引ではないため省略した。

Q9 リスク評価書の作成

Q リスク評価書はどのように作成、見直しをすればよいでしょうか。また、リスク評価を踏まえてどのようなリスク低減のための措置を考えればよいでしょうか。

A リスク評価書の作成は、国によるリスク評価の結果⁹等を勘案しながら、自らの規模・特性・業容等を踏まえて作成することが考えられます。

また、リスク評価の見直しは、少なくとも1年に1回以上行う必要があると考えられます。リスク低減に必要な措置等ですが、リスク評価の結果、リスクが高い項目について、業務フロー（例外対応も含む）や取引の制限、社内への周知徹底方法等を見直すなどのリスク低減策を講じる必要がないか検討することなどが考えられます。

1. リスク評価書

リスクの評価における【対応が求められる事項】③は、「リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること」を定め、同④は「定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと」を定めています（GLⅡ-2(2)）。

犯収法に基づき作成する特定事業者作成書面等（犯収法第11条第1項第4号、犯収法施行規則第32条第1項第1号）は、リスク評価書に相当するものであると考えられます。

2. リスク評価書の作成、見直し

リスク評価書の作成ですが、例えば、NRA等の内容を基礎として、自らのリスク及び規模・特性・業容等に即して作成することが考えられます。

また、リスク評価は、少なくとも1年に1回以上は見直しを行う必要があると考えられます（GLパブコメ55）。

見直しの時期ですが、例えば、NRAの更新時に自社のリスク評価の見直しを実施することが考えられます。

⁹ 「国によるリスク評価の結果」とは、NRAの結果が該当します。

その他、①疑わしい取引の届出を検討するなど特定のリスクが発生した場合、②自社において異なるリスク評価になると考えられる新しい取引、サービスや業務を開始した場合、③取扱商品を拡大したとき、④営業地域を拡大した場合、⑤犯収法の改正や新たな規制が導入された場合等に随時見直しをすることが考えられます。

3. リスク低減のための措置

リスク低減に必要な措置等としては、リスク評価の結果、リスクが高い項目について、業務フロー（例外対応も含む）や取引の制限、社内への周知徹底方法等を見直すなどのリスク低減策を講じる必要がないか検討することなどが考えられます。

（参考：GLⅡ-2（2）、GLパブコメ55）

4. リスクの低減措置

Q10 リスクの低減措置の留意点

Q リスクの低減措置は具体的にどのように実施したらよいでしょうか。

A リスクの低減措置は、特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、実施すること（以下「顧客管理」という。）が考えられます（顧客管理について、Q11の1参照）。

1. リスクの低減措置

(1) 自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実効性を決定付けるものであり、特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施することとなります。

リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、犯収法の許容する範囲で、より簡素な措置を行うことが許容されます。

(2) リスク低減措置の具体的内容は、自らが直面するリスクに応じて、各二種業者において個々の顧客やその行う取引ごとに個別具体的に検討・実施されるべきものであり、リスクの程度を判断するに当たっては、個々の顧客の属性・取引の内容等を調査することが前提となります（GLパブコメ61）。

二種業者は、GLに記載された事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等も参照しつつ、自らのリスクに見合った低減措置を工夫していくことが求められます。

2. 対応が求められる事項

(1) リスクの低減措置における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GL

II-2(3)(i)。

- ① 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること
 - ② 個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること
 - ③ GL 記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること
- (2) 二種業者は、特定事業者作成書面（リスク評価書）において特定した事項については、そのリスクに対する必要性に応じて、あらかじめリスクの低減策を講じておくことが求められます。
- 特に、自社において、リスクが高いと評価した取引については、重点的にリスク低減措置を講じることが求められます。
- (3) 二種業者は、社内規程等において上記のリスクが高い取引を一切取扱わないと定めているような場合には、当該取引に関する追加のリスク低減策の対応は必要ないと考えられます。一方、例外的に受けることとしている場合には、十分に内容を確認し、個別に内部管理統括責任者、内部管理責任者等の承認を得て、当該内容を記録・保存を行うなどの対応を実施することが考えられます。

○ リスクの低減措置の具体例

1. 共通のリスクの低減措置（GLⅡ-2（3）（ii）から（vii）参照）

- ① 顧客管理（Q11～13 参照）
- ② 取引モニタリング・フィルタリング
- ③ 記録の保存（Q14 参照）
- ④ 疑わしい取引の届け出（Q15 参照）
- ⑤ ITシステムを活用した分析・検知（Q16 参照）
- ⑥ データ管理（データ・ガバナンス）（Q17 参照）

2. NRA のリスク要因に係る低減措置

※ 以下のリスク要因・低減措置はあくまで例示であり、自社の規模・特性・業容等に即して、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減措置をご検討いただく必要があります。

なお、以下の例示では、項目間で重複したリスク低減措置を示している場合があります。

項目	要因	低減措置の具体例
商品・サービス/取引形態	金融商品取引業者が行う投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金移動の制限（資金移動を顧客名義の銀行口座との間に限定） ・（なりすまし防止の観点から、自然人の本人確認について）本人確認方法を
	（二種業の例として）信託受益権やファンド持分等に係る	

項目	要因	低減措置の具体例
	取引	顔写真のある本人確認書類の提示に限定
	(より危険度の高い取引として) 顧客の取引名義が借名等であるとの疑いが生じた取引 (Q29 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク取引に係る取引時確認 ・顧客へのヒアリング等の情報の収集・整理、(架空名義・借名についての)分析結果の記録の作成、保存 ・取引の謝絶、口座解消 ・(取引を継続する場合の)内部管理責任者の承認及び記録の作成、保存
	非対面取引 (Q28 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・資金移動の制限 (資金移動を顧客名義の銀行口座との間に限定) ・追加的な本人確認措置 <p>【参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 口座開設時に必要な本人確認に加えて、追加的に行う他の本人確認書類の受入れ ② 初回取引に際しての電話による連絡 ③ 法人顧客の (取引担当者ではない) 代表者の確認 ④ 法人顧客の実在性の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・なりすまし調査 (調査内容は下記を参考) <p>【参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電話番号やメールアドレスの一致口座調査 (例: 異姓異住所の複数の顧

項目	要因	低減措置の具体例
		<p>客の登録電話番号やメールアドレスが一致していないか等)</p> <p>② インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例：80歳以上）の顧客への定期的な連絡</p> <p>③ 顧客属性等から異例と考えられる取引（例：職業が公務員であるにもかかわらず勤務時間と思われる時間帯からの注文やメール）に対する確認</p> <p>④ 不自然な携帯電話番号の変更（例：口座開設直後や頻繁な変更）時の確認</p> <p>・口座開設直後に登録電話番号やメールアドレスの変更を行った顧客の抽出及び該当顧客に対する合理的理由の有無の確認</p>
	現金取引（現金の受払いを伴う取引）	<p>・現金取引の原則禁止</p> <p>・（例外的に認める場合）入金経路の確認、一定額を超える現金の受払いに際しての取引時確認の実施</p>
	外国取引のうち、適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引	<p>・資金移動の制限（資金移動を顧客名義の銀行口座との間に限定）</p> <p>・ハイリスク取引に準じた取引時確認</p> <p>・取引の謝絶、口座解消</p>
国・地域	イラン又は北朝鮮	<p>・ハイリスク取引に係る取引時確認</p> <p>・取引の謝絶、口座解消</p>

項目	要因	低減措置の具体例
顧客の属性	反社会的勢力又は国際テロリスト（イスラム過激派等）と考えられる者との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引時における反社会的勢力又は国際テロリスト（イスラム過激派等）の該当性調査 ・取引の謝絶、口座解消
	非居住者 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・対面による顧客属性や取引時確認
	外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEPs）	<ul style="list-style-type: none"> ・（既存顧客に対する）外部データベース等を活用した外国 PEPs のスクリーニング ・（外国 PEPs が判明した場合の）ハイリスク取引に係る取引時確認 ・外国 PEPs の属性フラグによる管理、外国 PEPs 口座の一覧の定期的な作成
	実質的支配者が不透明な法人	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的支配者が不透明であることの理由の確認 ・取引の謝絶、口座解消

（参考：GL II-2(3)(i)、GL パブコメ 61）

¹⁰ H29NRA では、「非居住者」の定義として、「外国に留まったまま郵便やインターネット等を通じて取引を行う者」と定めているが、第二種金融商品取引業務の中には、非居住者が来日し、対面により取引を行う場合もあるため、外国に留まった者に限定せず、「海外に居住・所在を置く者」を想定した。

5. 顧客管理

Q11 顧客受入方針

Q リスクの低減措置である顧客管理において顧客受入方針はどのような内容にしたらよいでしょうか。

A 顧客受入方針は、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるような内容にして作成する必要があります。

また、二種業者は、役職員に対し、作成した顧客受入方針を適切に周知することが求められます。

1. 顧客管理

リスク低減措置のうち、特に個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、GLにおいて、「顧客管理」（カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD）といい、リスク低減措置の中核に位置付けられています（GLⅡ-2（3）（ii））。

二種業者が顧客と取引を行うに当たっては、当該顧客がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、顧客に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが求められます。

顧客管理の一連の流れは、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができますが、それぞれの段階において、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要があります。

2. 顧客受入方針に係る【対応が求められる事項】

顧客管理のうち、顧客受入方針に係る【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLⅡ-2（3）（ii））。

- ① 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・

取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針を定めること

- ② 前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること
- ③ 顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと
- ④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること
- ⑤ 信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること
- ⑥ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むより厳格な顧客管理（EDD¹¹）を実施すること
 - イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、上級管理職の承認を得ること
 - ハ. リスクに応じて、当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ること
 - ニ. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること
- ⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を緩和するなどの簡素な顧客管理（SDD¹²）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること
- ⑧ GLⅡ-2(3)「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】（Q15参照）のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

¹¹ Enhanced Due Diligence の略称。

¹² Simplified Due Diligence の略称。

- イ. 取引類型や顧客類型等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
 - ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること
 - ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること
- ⑨ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること

3. 顧客受入方針の策定

上記①は「顧客の受入れに関する方針」の策定を要請するものですが、当該対応として、リスクが高いと思われる顧客について、同方針を設けることが考えられます。

なお、上記①は、顧客受入れを的確に方針として定めることを求める趣旨のものであり、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではありません（GL パブコメ 69）。

例えば、二種業者が投資勧誘及び顧客管理等に関する規則第4条に基づき策定する取引開始基準において、顧客受入れに関する事項も盛り込み、当該基準を併せて顧客受入れ方針と整理する対応も可能と考えられます。

4. 顧客受入れ後の留意点

マネロン・テロ資金供与対策においては、顧客受入後であっても、分析したリスクに応じ、本人特定事項の偽り、又は架空の人物若しくは他人へのなりすましに関して、継続的なモニタリングの中で再確認し、また不審な取引等がないかについて

も確認するなど、実効的な対策を適切に講じていくことが重要です（現状と課題レポート 22 頁参照）。

（参考：GL II-2（3）（ii）、GL パブコメ 69、現状と課題レポート 22 頁）

Q12 顧客管理における信頼に足る証跡の徴求

Q リスクの低減措置である顧客管理において本人確認事項、取引目的等の調査では、信頼に足る証跡として犯収法が定める書類以外の資料を求めないといけないのでしょうか。

A 本人確認事項、取引目的等の調査では、全ての取引において、一律、犯収法が定める書類以外の資料を求めないといけないわけではないと考えられます。

もっとも、自社においてリスクが高いと評価される取引や、顧客や実質的支配者の情報に疑義が生じた取引などについては、犯収法に基づく確認に止まらず、マネロン・テロ資金供与の防止の観点から、必要に応じた調査が求められます。

1. 【対応が求められる事項】

(1) GLⅡ-2(3)(ii)は、顧客管理の【対応が求められる事項】③として、「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」を定めています。

(2) 同③の「本人確認事項」とは、犯収法上の「本人特定事項」のほか、例えば、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念です（GLパブコメ78）。

(3) 同③の「実質的支配者」とは、犯収法における「実質的支配者」（犯収法第4条第1項第4号、犯収法施行規則第11条）と同義です（同パブコメ71）。

また、同③の「調査」ですが、あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありません（同パブコメ72）。

(4) 同③の「信頼に足る証跡を求め」る点ですが、顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません（同パブコメ79）。

(5) 同③に関しては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準の確認・調査を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い取引については、犯収法に基づく確認に止まらず、（実質的支配者を含めた）顧客情報の確認をより深く行い、リスクが低い取引は犯収法に基づく確認に止めるなど、リスクの度合いに応じた適切な顧客管理を求めるものと考えられます（同パブコメ79参

照)。

2. 犯収法で定める書類以外の資料としては、例えば、経歴や資産・収入等を証明するための書類などが考えられます（同パブコメ 85）。

資本関係が複雑な場合や合理的でないと考えられる場合には、資本関係や実質的支配者との関係性がわかるスキーム図等の提出を求めること等の運用も考えられます。

また、実質的支配者の関係性が分かる書類の提出を求めた場合において、当該書類の提出がない場合には、当該実質的支配者の実在性を確認するため、新聞・雑誌記事検索の実施や居住地の所在確認を行うこと等が考えられます。

（参考：GL II-2(3)(ii)、GL パブコメ 71、72、78、79、85）

Q13 リスク遮断

Q リスクの低減措置である顧客管理におけるリスク遮断について、契約締結前と契約締結後のいずれの場面でも必要でしょうか。

A リスクの低減措置である顧客管理におけるリスク遮断について、契約締結前と契約締結後のいずれの場面でも必要であると考えられます。

1. 【対応が求められる事項】

GL II-2(3)(iii)は、顧客管理の【対応が求められる事項】⑨として、「必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること」を定めています。

同⑨ではリスク遮断に関する検討の対象となる顧客や取引は限定されないと解されており、新規顧客との取引のほか既存顧客の取引も含まれると解されています（GL パブコメ 110）。

そこで、リスクの低減措置である顧客管理におけるリスク遮断について契約締結前と契約締結後のいずれの場面でも必要であると考えられます。

例えば、既存顧客に関しては、マネロン等リスクがあると考えられる顧客には面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求め、合理的ではない理由により提供を拒絶する場合には、必要な確認ができるまでの間、取引を停止（取引の一部停止や制限を加えることを含む）する対応が考えられます。

2. 同⑨の「取引の謝絶」が犯収法第5条の「顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないとき」であって、「特定事業者が当該特定取引に係る義務の履行を拒んだもの」に該当する場合には、同条が適用され、特定事業者の義務は免責されるものと考えられます（GL パブコメ 113）。

3. 同⑨は、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」も定めています。ここで、「合理的な理由」が存在するか否かについては、個々の顧客の事情・特性・取引関係等に照らして、各二種業者において、個別

具体的に丁寧に検討する必要があります（同パブコメ 115）。

また、謝絶をした顧客に対して、謝絶理由をそのまま明示することは必須ではなく、状況等を踏まえて、当該理由を説明しない対応も可能であると考えられます（同パブコメ 117）。

（参考：GL II-2（3）（iii）、GL パブコメ 110、113、115、117）

6. 記録の保存

Q14 記録の保存の留意点

Q リスクの低減措置である記録の保存について、犯収法が保存を求める書類以外のものとしてどのようなものが考えられるでしょうか。また、保存方法や保存期間としてどのようなものが考えられるでしょうか。

A 犯収法が保存を求める書類以外では、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録などの保存が考えられます。

1. 記録の保存

二種業者が保存する確認記録や取引記録は、自らの顧客管理の状況や結果等を示すものであるほか、当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出の要否の判断等にも必須の情報です。

2. 対応が求められる事項

(1) 記録の保存における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLⅡ-2 (3)(iv)）。

○ 本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存すること

(2) 【対応が求められる事項】が定める「記録」としては、顧客氏名、住所、生年月日等に係る本人確認資料の他では、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録が含まれます（GLパブコメ126）。「適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録」としては、例えば、顧客との取引・照会等の記録、取引時確認の不備を理由とする口座開設・送金取引等謝絶に係る記録、行政・捜査当局に提出したCDD情報（顧客ファイル等）に係る記録（依頼日時及び提出日時を含む）、疑わしい取引の届出に係る検討記録などが考えられます。

また、記録の保存方法については、特に定めはなく、書面原本やその写しの保存は必須ではなく、電磁的方法による保存も可能であり、また、記録の保存期間

についても、一律に一定期間の保存を求める趣旨ではなく、特に定めはありません（同パブコメ 127）。ただし、犯収法に基づく取引記録の保存期間は取引が行われた日から7年間となっています（犯収法第7条第3項）。

- (3) いずれにせよ、関係法令等を踏まえつつ、各二種業者の規模や特性、業容、顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、分析可能な形で整理するなど、適切に管理することが求められます。

（参考：GL II-2(3)(iv)、GL パブコメ 126、127）

7. 疑わしい取引の届出

Q15 疑わしい取引の判断、届出の提出

Q リスクの低減措置である疑わしい取引について、どのくらいの期間で提出する必要があるでしょうか。

A 少なくとも、既に疑わしい取引に該当すると判断している取引について、その判断から届出をするまでに「1か月程度」を要する場合には適切ではないと考えられます。

1. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出は、犯収法に定める特定事業者の法的義務であり、二種業者は、同法に則って、届出等の義務を果たす必要があります（疑わしい取引の参考として、後述「疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）」やQ27参照）。

また、疑わしい取引の届出は、その内容を他の指標等と併せて分析すること等により、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化に有用であり、二種業者においては、疑わしい取引の届出を提出した際は、当該提出で終わるのではなく、提出内容を踏まえて、今後のマネロン・テロ資金供与対策に活かすことが期待されます。

2. 対応が求められる事項

疑わしい取引の届出における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLII-2(3)(v)）。

- ① 顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること
- ② 金融機関等の業務内容に応じて、ITシステムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること
- ③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引に係る国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること

- ④ 既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと
- ⑤ 疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちにを行う態勢を構築すること
- ⑥ 実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと
- ⑦ 疑わしい取引の届出を複数回行うなど、疑わしい取引を契機にリスクが高いと判断した顧客について、当該リスクに見合った低減措置を適切に実施すること

3. 上記⑤に関しては、取引の複雑性等に応じて必要な調査期間も踏まえつつ、個別取引ごとに判断されることとなりますが、既に疑わしい取引に該当すると判断している取引について、例えば、その判断から届出をするまでに「1か月程度」を要する場合、「直ちに行う態勢を構築」しているとはいえないものと考えられています（GLパブコメ134）。

疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を整備する方法として、①「疑わしい取引の届出」の担当部署や疑わしい取引の疑義がある場合の対応方法等を定めた社内規程等を策定し、社内に周知すること、②疑わしい取引に該当する又はその疑義があると認識した場合、直ちに（原則当日中）担当部署に報告される態勢にする（また、当該態勢となっているか内部監査等で確認する）ことなどが考えられます。

（参考：GLⅡ-2（3）（iv）、GLパブコメ134）

○ 疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）¹³

※ 以下の事例は例示であり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、各社において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要があります。

また、以下の事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、該当しない取引であっても疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意ください。

第1 現金の使用形態に着目した事例
(1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。 (2) 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。 (3) 多量の小額通貨（外貨を含む。）により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。
第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例
(1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。 (2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。 (3) 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。 (4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。 (5) 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
第3 投資の形態に着目した事例
(1) 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。 (2) 大量の株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。 (3) 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。

¹³ 金融庁 HP に公表されている参考事例

(<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html#syouken>)。なお、二種業者が取扱うことができる有価証券やサービスの特徴を踏まえて適宜読み替えることが重要である。

(4)	短期間のうちに頻繁に株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
(5)	第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。
(6)	売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
(7)	契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。
第4	保護預りに係る事例
(1)	保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
(2)	多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。
第5	外国との取引に着目した事例
(1)	資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（第5(2)・(3)において同じ。）。
(2)	売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
(3)	資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。
第6	有価証券の発行関連業務に着目した事例
(1)	表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行。
(2)	主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行。
(3)	有価証券の発行によって調達しようとする資金の用途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行。
(4)	前回の有価証券の発行後に行われた業務内容の変更又は新規事業が、これまでの事業との関連性が認められないなどの疑義がある会社による有価証券の発行。
(5)	増資前の発行済み株式数、売上高及び資産規模等に対して大幅な（極端な）増資の規模となる有価証券の発行。
(6)	短期間のうちに繰り返し行われる大規模な額の有価証券の発行。
(7)	役員・会計監査人が頻繁に入れ替わる会社又は辞任若しくは解任が不自然な形で行われた会社による有価証券の発行。
(8)	資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域を登記先又は拠点としているファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。

(9)	実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
(10)	表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
(11)	投資事業組合が第三者割当先となっている有価証券について、大量に入庫を行う行為。
第7 その他取引に係る事例	
(1)	公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
(2)	取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
(3)	顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
(4)	法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
(5)	自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
(6)	自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
(7)	偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
(8)	取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
(9)	暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
(10)	職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
(11)	その他（公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等）

8. ITシステムの活用

Q16 ITシステムの活用の留意点

Q リスクの低減措置であるITシステムの活用について、どのような対応が必要でしょうか。

A 二種業者は、自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討することが必要です。

なお、ITシステムの導入を行わない場合の対応として、例えば、マネロン等対策の有効性の確認等が適時適切に行われるため、人的対応による確認方法を明記した業務マニュアルを整備することが考えられます。

1. ITシステム(ソフトウェアを含む。)の活用は、自らが顧客と行う取引について、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等の様々な情報の集約管理を行うことを可能とします。

2. GLⅡ-2(3)(vi)は、ITシステムの活用の【対応が求められる事項】①として、「自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討すること」を定めています。二種業者は、自らの業務規模・特性等に応じて、早期導入の必要性を検討することが求められます(GLパブコメ137)。

システム導入の必要性を検討するにあたっては、自らの業務規模・特性等に応じて、ITシステムを利用しない管理が現実的であるかどうかという観点から検討する必要があります。

二種業者が実際にシステムを導入する場合には、同②から⑦までに定める事項への対応が求められます。

3. ITシステムの導入が必要と判断した場合

ITシステムを導入意向の場合には、ITシステム担当者と(必要に応じて情報ベンダーとも)連携の上、速やかに自社システムを導入又はアウトソーシングによる共同化システムを導入できるよう計画し、その計画内容を確認するとともに、これ

らのシステムに係る業務マニュアルも速やかに整備するという対応が考えられます。

4. IT システムの導入が不要と判断した場合

IT システムの導入を行わない場合、マネロン等対策の有効性の確認等が適宜適切に行われるよう、例えば、人的対応による確認方法を明記した業務マニュアルを整備することが考えられます。また、業務マニュアルの整備状況を確認し、不十分であると認識した場合には、速やかに業務マニュアルの改訂を検討する対応が考えられます。

なお、部分的に IT システムを利用する会社は、システム化する業務と非システム化の業務を業務マニュアルにおいて明記することも重要です。

(参考 : GL II-2 (3) (vi)、GL パブコメ 137)

9. データ管理

Q17 把握・蓄積する情報

Q リスクの低減措置であるデータ管理について、リスク評価や低減措置の実効性の検証等を行うため、どのような情報を把握・蓄積したらよいでしょうか。

A 確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能である、イ. 疑わしい取引の届出の内容、件数等（国・地域別、顧客属性性別等の内訳）、ロ. 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の内容及び実施状況等、ハ. マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況等を把握・蓄積することが考えられます。

1. データ管理

IT システムの有効性等は、当該 IT システムにおいて用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータの正確性があってはじめて担保されます。

二種業者は、確認記録・取引記録等について正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理が求められます。

2. 対応が求められる事項

データ管理における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GL II-2 (3)(vii)）。

- ① 確認記録・取引記録等について正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うこと
- ② 確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる態勢としておくこと
 - イ. 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性性別等の内訳）
 - ロ. 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況

ハ. マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況

3. 二種業者は、確認記録・取引記録のほか、リスクの低減措置であるデータ管理について、リスク評価や低減措置の実効性の検証等を行うため、上記②イ. からハ. に係る情報を把握・蓄積する必要があります。

確認記録・取引記録の保存ですが、犯収法における確認記録・取引記録の作成・保存義務を遵守することに加えて、確認記録・取引記録等を正確に記録するほか、ITシステムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うことが求められます（GL パブコメ 146）。

また、疑わしい取引の届出の内容、件数等に関連して把握・蓄積する情報としては、例えば、疑わしい取引の届出の事例の集積、潜在的な疑わしい取引の検知から提出までに要した時間、届出に当たって社内で協議した内容・判断要素などを含めることが考えられます。

内部監査の内容としては、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等（Q18 参照）が、自社の規模・業容や特性を勘案したマネロン等リスクに対し、リスクを低減する実効性を有するものであるかを検証することなどが考えられます。また、内部監査に関連して把握・蓄積する情報としては、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る監査範囲や当該監査の検証結果などが考えられます。

（参考：GL II-2（3）（vii）、GL パブコメ 146）

IV. GLⅢ（管理態勢とその有効性の検証・見直し）

1. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）

Q18 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等

Q マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の内容について教えてください。

A マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等とは、「マネロン・テロ資金供与対策プログラム」と基本的には同様であり、「計画等」とは、個々の二種業者のマネロン・テロ資金供与対策の実効性を高めるための内部統制、監査、研修等の一連の計画が考えられます（GLパブコメ162）。

二種業者において、実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を確立し、有効に機能させるためには、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を整備し、全社的に共有を図ることが必要です。こうした方針・手続・計画等は、二種業者におけるリスクに見合った対応の実効性を確保するためのものであり、これらの方針・手続・計画等の中で、自らの規模・特性等を踏まえながら、リスクの特定・評価・低減という一連の対応を明確に位置付ける必要があります（GLⅢ-1）。

（参考：GLⅢ-1、GLパブコメ162）

Q19 PDCA の実施

Q 当社は役職員が少ない小規模な会社ですが、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直しのPDCAを行う必要がありますか。

A 二種業者は、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直しのPDCAを行う必要があります。

1. PDCA の実施

マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等については、単に策定したことをもって終わるものではなく、当該実効性を確保することが求められます。

そのため、その他の法令等遵守態勢の整備と同様に、マネロン・テロ資金供与対策においても、策定した方針・手続・計画等について、実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

2. 対応が求められる事項

マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLⅢ-1）。

- ① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること
- ② リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと
- ③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や管理部門による更なる措置の実施の必要性につき、検討すること
- ④ 管理部門及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理態勢の実効性の検証を行うこと
- ⑤ 前記実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理態勢

等についても必要に応じ見直しを行うこと

3. マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に関する実効性の検証については、各金融機関等の規模や特性等に応じて、個別具体的に検証項目を設定することが求められます（GL パブコメ 163）。

検証の結果、現状の手續等に不備や不十分な事項があった場合は、速やかに改善を図る必要があります。

（参考：GLⅢ-1、GL パブコメ 163）

2. 経営陣の関与・理解

Q20 マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員の選任

Q マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員は、どのように選任したらいいでしょうか。

A 二種業者は、その規模や組織構造等に応じて、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を果たすことができる者をマネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う担当者として任命することが求められます。

1. 経営陣の関与・理解

マネロン・テロ資金供与対策は、自社のリスク状況を踏まえて、経営陣を含めた全社的な取組みが求められるものです。また、マネロン・テロ資金供与対策の機能不全は、健全な金融システムを構築しようとする我が国を含めた国際社会の努力に背を向け、レピュテーションの低下から行政上の制裁まで最終的には経営上の問題に直結する危険があります。

各金融機関等の経営陣は、このような点を理解し、自らのマネロン・テロ資金供与対策に主体的かつ積極的に関与し、マネロン・テロ資金供与対策を推進していくことが求められています。

具体的には、後述するマネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う「役員」の選任のほか、リスク評価書や顧客受入方針等の作成・見直しにあたっての取締役会又は担当取締役等による承認、疑わしい取引の届出に係る実績・内容の取締役会や担当取締役が出席するコンプライアンス会議等への報告、研修等への関与（Q22 参照）などが考えられます。

2. 対応が求められる事項

経営陣の関与・理解における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GL III-2）。

- ① マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けること
- ② 役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職

務を全うするに足る必要な権限等を付与すること

- ③ 当該役員に対し、必要な情報が適時・適切に提供され、当該役員が金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる態勢を構築すること
- ④ マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと
- ⑤ マネロン・テロ資金供与対策に関わる役員・部門間での連携の枠組みを構築すること
- ⑥ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること

3. マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う「役員」の選任

上記②のとおり、二種業者は、「役員」の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与することが求められます。

ここでの「役員」は、マネロン・テロ資金供与対策に係る「責任者」として任命される者であり、例えば、会社法上の取締役や、内部管理統括責任者等が含まれるものと考えられます（GL パブコメ 169）。

また、必ずしも取締役である必要はなく、執行役員・部長等の使用人を任命することも可能であり、複数選任することも可能です（GL パブコメ 174）。

必要な権限等の付与については、「役員」として選任された者について、職務権限分掌において、マネロン等主管部門・責任者であることを明記することが考えられます。また、「役員」は、他の職務を兼務することは妨げられませんが、マネロン等対策に関する部門横断的な権限が付与されている必要があると考えられます。

（参考：GLⅢ-2、GL パブコメ 169、174）

Q21 適切な資源配分

Q 当社にはマネロン・テロ資金供与対策に係る専門家がいませんが、どのように人材の配置や予算の配分等の適切な資源配分をしたらよいでしょうか。

A 二種業者は、自社の規模や業務の特性、組織構造、リスク等を踏まえ、現実的に対応可能な範囲で「人材の配置や予算の配分等の適切な資源配分」を行うことが考えられます。

1. 経営陣の関与・理解における【対応が求められる事項】④は、「マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと」を定めています（GLⅢ-2）。

「専門性を有する人材」については、特定の資格・認証等の取得を前提とするものではなく、各金融機関等の特性や当該職員の担当業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されます（GL パブコメ 177）。

また、外部からの人材採用は必須のものではなく、外部人材の採用を行わない場合には、社内の人材育成や人事ローテーションを活用した人材の配置や予算の配分等を行うことが考えられます（同パブコメ 180 参照）。

2. 社内の人材育成にあたっては、マネロン等に関する教育研修を行うことや、マネロン等を担当する職員や担当部署の職員にマネロン等対応に関する資格取得を促す、その取得を支援する等の方策が考えられます。

（参考：GLⅢ-2、GL パブコメ 177、180）

Q22 経営陣による研修等への積極的な関与

Q 経営陣による研修等への積極的な関与としてどのような方策が考えられるでしょうか。

A 経営陣による研修等への積極的な関与の方策としては、映像・書面等での職員へのメッセージの発信、職員向け研修等に自らも講師として参加する、研修等を自らも受講する、マネロン等対策の理解・知識を確認するためのテスト等を受検するなどの対応が考えられます。

経営陣の関与・理解における【対応が求められる事項】⑥は、「経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること」を定めています（GLⅢ-2）。

ここでの「研修等」には、内部・外部研修の受講のほか、通信講座受講や e-learning 履修等も含まれると解されます（GL パブコメ 211）。

また、「研修等」には、関係する資格の取得も含まれますが、当該資格には、一般的には、外部団体が付与する資格のほか、社内で取得が恣意されている社内資格等も含み得ると考えられます（同パブコメ 206）。

（参考：GLⅢ-2、GL パブコメ 206、211）

3. 経営管理

Q23 経営管理における部門間での連携

Q 経営管理に関してどのように部門間で連携を図ったらよいでしょうか。

A 経営管理における部門間の連携の方法としては、役員会での報告義務等、各役員や部門長との情報共有が図れる態勢の構築が考えられます。

1. 経営陣の関与・理解における【対応が求められる事項】⑤は、「マネロン・テロ資金供与対策に関わる役員・部門間での連携の枠組みを構築すること」を定めています（GLⅢ-2）。

2. 二種業者は、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築する必要があり、営業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要です。こうした各部門等の役割・責任の明確化の観点からは、一つの方法として、例えば、各部門の担う役割等を、営業部門、コンプライアンス部門等の管理部門及び内部監査部門の機能として「三つの防衛線（three lines of defense）」の概念の下で整理することも考えられます（GLⅢ-3）。

3. 部門間での連携の工夫例として、例えば、定期的なマネロン等対策に係る情報共有会議・委員会の実施、当該会議の内容の役員への報告、（営業部門を含めた）役員への周知などが考えられます。

（参考：GLⅢ-3）

4. グループベースの管理態勢

Q24 グループ会社間での情報共有

Q グループベースの管理態勢との関係でマネロン・テロ資金供与対策に係る情報をグループ会社間で共有しようとする際の注意点を教えてください。

A グループベースの管理態勢とグループ会社間での情報共有に当たっては、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が定める個人データ¹⁴の第三者提供などの情報保護規制や守秘義務、海外のパーソナルデータ規制等に留意することが重要です。

1. グループベースの管理態勢

二種業者がグループを形成している場合には、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、必要に応じ傘下事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要です。

特に、海外拠点等を有する二種業者グループにおいては、日本と当該拠点等が属する国・地域は地理的・政治的その他の環境等が異なる他、法規制等において求められるマネロン・テロ資金供与対策や情報保護規制が異なるため、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を講ずるには、このような違いを踏まえつつ、グループベースでの整合的な管理態勢の構築や、傘下事業者等への監視等を実施していく必要があります。

2. 対応が求められる事項

(1) グループベースの管理態勢における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLⅢ-4）。

- ① グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施すること

¹⁴ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう（個人情報保護法第2条第6項）。

- ② グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備すること
 - ③ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいては、各海外拠点等に適用されるマネロン・テロ資金供与対策に係る法規制等を遵守するほか、各海外拠点等に内在するリスクの特定・評価を行い、可視化した上で、リスクに見合う人員配置を行うなどの方法により適切なグループ全体での低減措置を講ずること
 - ④ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいては、各海外拠点等に適用される情報保護法制や外国当局のスタンス等を理解した上で、グループ全体として統合的な形でマネロン・テロ資金供与対策を適時・適切に実施するため、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果や疑わしい取引の届出状況等を含む、必要な情報の共有や統合的な管理等を円滑に行うことができる態勢（必要な IT システムの構築・更新を含む。）を構築すること（海外業務展開の戦略策定に際しては、こうした態勢整備の必要性を踏まえたものとする。）
 - ⑤ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいて、各海外拠点等の属する国・地域の法規制等が、日本よりも厳格でない場合には、当該海外拠点等も含め、日本金融機関等グループ全体の方針・手続・計画等を統合的な形で適用・実施し、これが当該国・地域の法令等により許容されない場合には、日本の当局に情報提供を行うこと（注）
- （注）当該国・地域の法規制等が日本よりも厳格である場合に、当該海外拠点等が当該国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。
- ⑥ 外国金融グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢及びコルレス先を含む日本金融機関等との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと

（2）上記⑤の「各海外拠点等の属する国・地域の法規制等が、日本よりも厳格」であるか否かの判断は、単に手続きの違いをもって行われるものではなく、マネロン・テロ資金供与対策の実質面に着目して行われるべきものと考えられます。

例えば、アラブ諸国には顧客の本人確認に際して「住所確認」が要件とされていない国が存在していますが、そのみをもって直ちに日本よりも「厳格でない」（＝

日本基準での対応が必要)とはならないと考えられます。

- (3) 上記(1)について、外国金融グループの外国本店を中心に既にGLの趣旨に沿った対応が取られており、当該対応が、在日拠点である二種業者のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢に適切につながられている場合には、グループ一体となった管理態勢を有効に活用しつつ、二種業者において、グループの方針に則った対応を取ることが考えられます (GL パブコメ 195 参照)。

3. 情報保護制度

- (1) 上記②の「グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備すること」ですが、個人情報取扱事業者である二種業者は、個人情報保護法の個人データの第三者提供などの情報保護等に留意することが重要です。

グループ内で共有しようとする情報に個人データが含まれる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができる場合として、個人情報保護法第23条第1項に規定される「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するか、あるいは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-1-5(2)に規定される「暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」に該当するかを検証する必要があると考えられます (GL パブコメ 202)。

検証の結果、上記の例外的な場合に該当しない個人データについては、本人の同意に基づく提供又は共同利用(個人情報保護法第23条第5項第3号)による必要があることや、外国にある第三者への個人データの提供規制(同法第24条)の遵守に留意すべきです。

- (2) 上記④のとおり、適用のある海外のパーソナルデータ規制等にも留意する必要があります。
- (3) また、顧客情報などについては民事上の守秘義務が及ぶ可能性があることから、法令に基づく場合などでグループ間での情報共有が守秘義務を解除するケースに当たるか否かの検証を行うことも重要です。

(参考 : GLⅢ-4、GL パブコメ 195、202)

5. 職員の確保、育成等

Q25 研修等の実施

Q 職員への研修等はどういった者を対象に実施したらよいでしょうか。

A マネロン・テロ資金供与対策の研修等は、営業担当職員も含むマネロン・テロ資金供与対策に関わる職員に対して実施すべきと考えられます。

1. 職員の確保、育成等

マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実効性は、各営業店を含む様々な部門の職員がその役割に応じた能力を有し、経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に理解・実行することで確保されるものです（GLⅢ－5参照）。

二種業者は、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、マネロン・テロ資金供与対策に係る理解を深め、必要な役割に応じた能力を有する職員の確保・育成を行うことが求められます（Q21参照）。

犯収法も特定事業者による取引時確認等の措置を的確に行うための措置として使用人に対する教育訓練の実施を定めています（同法第11条第1号）。

2. 対応が求められる事項

(1) 職員の確保、育成等における【対応が求められる事項】は以下のとおりです（GLⅢ-5）。

- ① マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて、必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等について、継続的に確認すること
- ② 取引時確認等を含む顧客管理の具体的方法について、職員が、その役割に応じた的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、適切かつ継続的な研修等を行うこと
- ③ 当該研修等の内容が、自らの直面するリスクに適合し、必要に応じ最新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものであり、また、職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討すること
- ④ 研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォロー

ーアップ等の方法により、確認すること

- ⑤ 全社的な疑わしい取引の届出状況や、管理部門に寄せられる質問内容・気づき等を営業部門に還元するほか、営業部門内においてもこうした情報を各職員に的確に周知するなど、営業部門におけるリスク認識を深めること

- (2) 上記①が定める「マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員」とは、営業担当職員も含むマネロン・テロ資金供与対策に関わる幅広い職員が想定されます。

また、「職員の知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等」についての確認とは、当該職員の役割に応じて、必要とされるものを有するかなどを確認するものと考えられます。なお、当該確認の方法については、例えば、研修の受講状況やその理解度、上司による面談等を通じて確認することが考えられます（GL パブコメ 212）。

- (3) 上記②の研修等については、二種業者は、自らの取引状況や特定・評価したリスク状況に応じて、取引時確認等の措置や「疑わしい取引の届出」に関する研修等を行うことを求めるものと考えられます。

- (4) 上記④の研修等の効果の確認としては、当該研修の受講内容を担当部署に戻って報告させることやその理解度を把握するための確認テスト（効果測定）を実施する等が考えられます。

なお、後日のフォローアップの観点からは、研修、報告及び確認テストを実施した場合は、実施日時、受講内容、対象者氏名等を記載した記録を保存しておくことが考えられます。

（参考：GLⅢ-5、GL パブコメ 212）

V. その他

Q26 FATF や FATF 相互審査

Q FATF や FATF 相互審査について教えてください。

A FATF とは、マネロン・テロ資金供与対策の国際協調を推進するために設立された政府間会合です。FATF 相互審査とは、FATF 参加国・地域相互間における FATF 勧告の遵守状況の監視です¹⁵。

1. FATF (ファトフ)

(1) FATF は、マネロン・テロ資金供与対策の国際協調を推進するために設立された政府間会合であり、OECD に事務局が設置されています。

FATF は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしています。

日本は FATF 創設時からの加盟国です。FATF 議長は加盟国より 1 年の任期で選出されることとなっており、我が国も議長を務めました。

(2) マネロン・テロ資金供与対策は国際的に協調して実施する必要がありますが、FATF は、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際基準 (FATF 勧告等) の策定及び見直しを行います。FATF 勧告ですが、現在は、2012 年に策定された「新たな 40 の原則」が最新のものです。同勧告は、マネー・ローンダリング対策とテロ資金供与対策は密接に関係するとの考えの下、過去に分離していた双方の対策に係る従来の勧告を統合し、双方の対策をカバーするとともに、リスクベース・アプローチの強化などの内容が定められています。

2. FATF 相互審査

FATF は、各メンバー国・地域に対し、順次、その他のメンバー国により構成される審査団を派遣して、審査対象国におけるマネロン・テロ資金供与対策の法制、

¹⁵ JAFIC ホームページ「JAFIC と国際機関等の連携」参照。
(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>)

監督・取締体制、マネー・ローンダリング犯罪の検挙状況など様々な観点から、FATF 勧告の遵守状況について相互に審査しており、当該審査は「FATF 相互審査」と呼ばれています。

【第4次 FATF 対日相互審査】

1. 日本に対する相互審査について、4度目の審査が2019年に実施される予定です（過去には、1993年、1997年、2008年に実施）。

FATFの相互審査では、オンサイト審査が含まれ、2019年10月から11月頃にかけて、その実施が見込まれています。

オンサイト審査の過程では、FATF審査団が直接、個別の金融機関その他の事業者へヒアリングすることが予定されています。二種業者はFATF審査団によるヒアリング対象候補先に含まれます。

2. 第4次相互審査では、「実効性審査」と呼ばれる審査手法が初めて導入されます。

「実効性審査」とは、各金融機関によるリスクに応じたマネロン・テロ資金供与対応の実現度・実効性を検証する審査方法です。

各金融機関に関連する重要な評価項目としては、「金融機関がリスクに応じてマネロン・テロ資金供与対策の予防的な措置を適切に講じ、疑わしい取引を提出しているか。」との項目が挙げられます。

Q27 みなし有価証券（信託受益権、ファンド持分）に係るマネロン・テロ資金供与
対策の留意点

Q みなし有価証券（信託受益権、ファンド持分）の販売・勧誘においてマネロン・テロ資金供与対策でどのような点に留意すべきでしょうか。

A みなし有価証券（信託受益権、ファンド持分をいう。以下同じ。）は、一旦不正な資金を受け入れた場合、様々な商品に転換し、その資産を増大すらさせること等を通じて、資金の出所を不透明にして犯罪による収益の追跡を困難にすること、複雑な仕組みを通じて今日しばしばオフショア市場等海外に資金を移動させること等から、二種業者はマネロン・テロ資金供与対策を行う必要があります。

なお、疑わしい取引に関して、「疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）」（金融庁）に掲載されている取引態様にも留意すべきです。

また、取引の形態として、特に借名取引・なりすまし取引については、マネー・ローンダリングに利用される可能性の高いことから、対策について十分な留意が必要です。

1. 二種業者におけるマネロン・テロ資金供与リスク

(1) 投資では、多額の資金を様々な商品に転換できるほか、その資産を増大すらさせる等を通じて、その資金の出所を不透明にして犯罪による収益の追跡を困難にすることができます。また、投資対象の中には複雑な仕組みのものも少なくなく、特に今日しばしばオフショア市場等我が国の当局の力の及びにくい海外に資金を移動させること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると考えられており、投資を取扱う金融商品取引業者等は犯収法上の特定事業者とされており、マネロン・テロ資金供与対策を実施する必要があります。

一般的に、二種業者においては、みなし有価証券の販売・勧誘にあたり、資金移動を顧客名義の銀行口座との間に限定しているケースが多く、当該ケースのように、預金取扱事業者により、銀行口座における取引について適切なリスク低減措置が講じられているなど、十分なモニタリングがなされている場合は、二種業者が、犯罪収益を金融システムに潜り込ませる手段として利用されるリスクは低減されると考えられますが、低減の程度は、二種業者における異名義入出金管理の実効性及び

入金元の銀行等¹⁶における顧客管理の実効性といった二種業者内外の要素に依存します。銀行等が、犯罪収益の流入を全て検出・排除できるとは限らず、また、みなし有価証券が投資詐欺等の違法な行為に利用される場合など銀行等を經由した流入によらない犯罪収益が存在することもあるため、二種業者は、資金の出所を分かりにくくしたり、合法的な資産に統合する手段として利用されるリスクがあります。

また、二種業者が現金の受入れを行っている場合には、二種業者が、犯罪収益を金融システムに潜り込ませる手段として利用されるリスクは、銀行口座と同様のため、現金の受入れにあたり犯罪収益が潜り込まないように対策を講じる必要があります。

- (2) みなし有価証券は、償還期限が到来するまで中途解約や第三者への譲渡が禁止・制限されている商品も多くありますが、相対取引が中心であり市場監視が及びにくいという側面を有しています。

前述のとおり、資金をみなし有価証券に転換できるほか、みなし有価証券の中には複雑な仕組みのものもあり、その資金の出所を不透明にして犯罪による収益の追跡を困難にするというリスクは否定できません。

二種業者においては、マネロン・テロ資金供与のリスクについて、紋切り型の判断をするのではなく、自らが取扱う商品自体において、一定の価格変動があるもの的高額資金を短期間に投資したり、あるいは比較的容易に換金できたりする特色があるかなど、様々な観点から判断いただく必要があります。

一般に、みなし有価証券の発行体には、設立が容易で透明性が乏しく、当局による十分な監督に服していないものが含まれており、その背後にいる投資家や実質的支配者の属性情報や取引情報が十分に得られないおそれがあります。例えば、マネロン・テロ資金供与を企図する者が自らが支配するジェネラルパートナー、業務執行組合員等にファンド持分を発行させ、これを取得させる形で犯罪収益を当該ファンドに移転させるリスクや投資家からも資金を集めようとし、当該ファンドに関して二種業者に対し、当該投資家も対象として私募の取扱いを行わせるなどの、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるリスクがあると考えられます。

¹⁶ 外国為替及び外国貿易法第16条の2第2項に定める「銀行等」をいいます。

2. 疑わしい取引の届出の判断方法

疑わしい取引の届出は、「取引時確認の結果や当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引に該当するかを判断すること」とされ、判断する際の確認項目として「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の項目が法定化されています（犯収法第8条第2項、犯収法施行規則第26条、第27条）。

みなし有価証券の販売・勧誘に関しては、以下のような確認の視点などが考えられます。また、二種業者は、以下の観点とともに、「疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）」（金融庁）にも留意して、疑わしい取引の該当性を判断することが求められます。

① 一般的な取引の態様との比較

✓ 他の顧客等との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

- ・ 多額の現金又は小切手により、みなし有価証券への投資を行う取引
- ・ 公務員や会社員がその収入や資産規模に見合わない高額なみなし有価証券に関する取引を行う場合
- ・ 顧客等がみなし有価証券の内容（仕組み、投資効果、リスク、リターン）を吟味せず、また、営業員によるリスク説明等を遮り、早く購入や売却を希望する場合
- ・ 顧客等がみなし有価証券の内容を吟味せずに運用期間、解約手続（解約までの期間、解約手数料等を含む）を不必要に気にする場合
- ・ 顧客等が自分では投資判断をせず、第三者からの指示で取引を行っていると思われる場合等

② 顧客との過去の取引との比較

✓ 顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

- ・ 通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取

引

- ・ 契約締結時に確認した（顧客管理記録等に記載された）取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引
- ・ 顧客管理記録等に記載された金融資産と比較して取引金額が異常に大きい場合
- ・ （継続的な取引がある場合）月次の取引金額が過去の取引金額と比較して異常に大きい場合等

③ 取引時の確認との整合性

- ・ 架空名義又は借名口座及び偽名又はなりすまし取引であるとの疑いが生じた口座を使用したみなし有価証券への投資
- ・ 顧客等が住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する場合等

（参考：疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者））

Q28 非対面取引の留意点

Q インターネット取引等の非対面取引において、マネロン・テロ資金供与対策でどのような点に注意したらよいでしょうか。

A マネロン・テロ資金供与のリスクが高い非対面取引においては、次の措置、調査を実施することなどによりリスクの低減を図ることが考えられます。

- ① 口座開設時の追加的本人確認措置の実施
- ② 顧客から出資等のための資金を受け入れる際には（相続の場合を除く）顧客の自己名義の預貯金口座からのみ二種業者名義の預貯金口座に振込送金すること
- ③ 配当の支払や出資金の償還、売却代金の支払等の際には、二種業者名義の預金口座から顧客の自己名義の預貯金口座のみに振込送金すること
- ④ なりすまし調査の実施

1. 非対面取引の特徴

非対面取引では、取引の相手方の様子（顧客の性別、年代、容貌、言動等）や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下します。

非対面取引は、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にします。実際にも、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引はリスクが高いと考えられています（Q8の「参考：H29NRAで危険度の高い取引として取り上げられているもの」参照）。

そこで、非対面取引を行う場合には、マネロン・テロ資金供与のリスクを低減する必要性・重要性が高いと考えられます。

2. マネロン・テロ資金供与対策の留意点

非対面取引に関してマネロン・テロ資金供与のリスクを低減する方法ですが、例えば、顧客と非対面取引を開始する場合、通常の実行時確認としての本人確認書類に加え、当該書類とは別の本人確認書類又は公共料金等の補完書面（税の領収証書、

納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書など）を受け入れる方法による追加的本人確認措置の実施、取引開始前の名寄せ（携帯電話番号、メールアドレス等）の実施、初回の取引に際しての電話による連絡などの対応が考えられます。

また、顧客から出資等のための資金を受け入れる際には（相続の場合を除く。）、顧客の自己名義の預貯金口座から二種業者（当社）名義の預貯金口座に振込送金すること（顧客以外の名義の口座からの振込送金を認めないこと）、配当の支払や出資金の償還、売却代金の支払等の際には（相続の場合を除く。）、二種業者（当社）名義の預金口座から顧客の自己名義の預貯金口座に振込送金すること（顧客以外の名義の口座への振り込みを認めないこと）とし、これらの方策により、顧客以外の第三者が顧客になりすまして取引を行い、その収益等を取得するリスクを減じる対応も考えられます。

3. なりすまし調査の実施

非対面取引は、対面取引に比べてなりすましのリスクが高いため、なりすまし調査の実施を行う対応などが考えられます。例えば、以下のような調査が考えられます。

なお、なりすまし防止策の詳細は Q29 をご参照下さい。

- ・ 携帯電話番号、メールアドレスや IP アドレスの一致・不一致の口座調査
- ・ インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例えば、80 歳以上や、対面取引のみ行っていた顧客の突然の非対面取引への切替え）の顧客への定期的な連絡
- ・ 初回取引に際しての電話による連絡
- ・ 不自然な携帯電話番号の変更（例えば、口座開設直後や頻繁な変更）時の確認等

その他、電話番号・メールアドレスが同一である顧客の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客や暗証番号が同一の顧客を抽出し、顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する対応も考えられます。

Q29 なりすまし防止の留意点

Q なりすましを防止するための工夫を教えてください。

A 例えば、新規顧客、特に非対面取引を行う場合においては、犯収法上求められる取引時確認に加えて自主的な取り組みとして追加的本人確認措置を、既存顧客については、なりすまし調査を行うことが考えられます。

1. なりすましの防止の意義

マネロン・テロ資金供与のリスクが高い取引としてなりすましによる取引が挙げられます。そこで、二種業者は、マネロン・テロ資金供与対策として顧客のなりすましを防止することが重要です。

なりすましを防止するための工夫は、新規顧客と既存顧客に分けて検討することが考えられます。

2. 新規顧客のなりすまし防止策

新規顧客との取引について、例えば、特に非対面取引など顧客がなりすましをしやすい取引について、二種業者の自主的な取り組みとして、犯収法上求められる取引時確認に加えて、追加的本人確認措置を講じるなどの工夫が考えられます。追加的本人確認措置の例としては、以下のようなものが考えられます。

<追加的本人確認措置の例>

- ・ 申込書に記載された自宅等への電話による居住確認
- ・ 申込書に記載された携帯電話への電話による、本人しか知り得ないと考えられる事項の確認
- ・ 本人限定受取郵便による取引に係る文書の送付
- ・ 口座開設時の名寄せ（携帯電話番号、メールアドレス等）の実施
- ・ 電磁的方法を利用する場合、メールやSMSを用いた相互通信による確認
- ・ 法人顧客（外国法人顧客を含む）の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認（定款又は定款に相当するものによる実在性の確認等）
- ・ 法人顧客（外国法人顧客を含む）の代表者等の場合、登記事項証明書等の記載

事項と代表者等の一致確認

- ・ 非居住者顧客の場合、犯収法上の補完書類に相当するものによる確認（犯収法上は補完書類に該当しないことに注意が必要。）
- ・ 非居住者の法人顧客の場合、複数の担当者（代表者等）の確認、外国の政府等が提供する公的なウェブサイトの情報の閲覧による実在確認
- ・ 非居住者顧客の場合、海外のグループ会社が行う現地法令に基づく本人確認による実在確認

3. 既存顧客のなりすまし防止策

(1) 既存顧客との取引については、既に過去の取引や折衝の実績があります。そこで、既存顧客との取引のなりすまし防止策としては、例えば、全顧客に対して、定期的（例えば、半期に1回や年に1回以上）及び随時に既存口座の調査を実施し、なりすましの可能性がある口座として①設置型電話番号が同一の口座、②メールアドレスが同一の口座、③携帯電話番号が同一の口座などを抽出することが考えられます。

なお、住所や姓が異なったり、IPアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられます。当該調査の過程において又は調査結果に基づき、追加的な本人確認措置などを行う対応が考えられます。

「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられます。

特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高いため、本人しか知り得ない情報の確認の際にも複数の事柄を電話等により確認するなど、必要十分な確認をすることが考えられます。

(2) 売買審査等（売買審査、各種モニタリング）において、不自然な取引が行われている不審な口座を発見した場合は、上記（1）の全顧客を対象とした調査と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行うことが考えられます。

不審な口座の特徴として以下のような要素が考えられます。

<取引全般>

- ・ 取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座
- ・ 顧客属性を勘案して、過大な金額の取引が行われている口座
- ・ 過去に不公正取引を行った疑念のある口座

<入出金>

- ・ 多額又は不自然に分割された入金や解約・売却代金の出金が行われている口座
- ・ 振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※）

※ なお、振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認後、口座への反映を行うといった対応が考えられます。

<インターネット取引>

- ・ IPアドレスに不審な点が認められる口座

また、既存顧客に対応する営業員等の担当者が決まっている場合には、別の営業員等による当該顧客との面談を実施するといった対応が考えられます。

(3) なお、取引特性に応じて、調査内容や方法を使い分けることも考えられ、対面取引と比べて、マネロン・テロ資金供与のリスクが高いと考えられる非対面取引においては、従来から実施しているID・パスワード入力等の本人認証に加えて、新たな本人認証の仕組みを構築することにより、追加的本人確認措置とする対応も考えられます。「新たな本人認証の仕組み」としては、ハードウェアトークンによるワンタイムパスワード認証、生体認証の導入や、第2ログインパスワード（容易に第三者が知り得ないものに限る）の設定、通常の利用に用いる端末と異なる端末からログインした場合の秘密の質問の設定等が考えられます。

4. 「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の対応（調査等）

(1) 本人確認事項の確認や更なる調査を経ても「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合（特に非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いことに留意が必要です。）は、犯収法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる。）により本人確認を改めて

行うという対応が考えられます。

このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する必要があります。

- (2) また、当該顧客の口座において、200万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を当該閾値以下に引き下げのために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考えることが望ましいと考えられます。）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行うことが考えられます。
- (3) その他、定期的な登録電話番号への架電、本人限定受取郵便を用いた取引残高報告書等の定期的送付、名寄せ（電話番号、メールアドレス、IPアドレス等）調査の結果、重複が認められた場合や取引審査の結果、取引内容に疑義が認められた場合における抽出対象顧客に対する、追加的本人確認措置の実施などのなりすましを防止するための工夫が考えられます。